

「横浜副流煙裁判」支援カンパのお願い

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より「横浜副流煙裁判」へのご理解とご協力、ご支援を賜りありがとうございます。ございます。

「横浜副流煙裁判」は令和2年10月29日に東京高裁で、控訴人の控訴が棄却され、被控訴人（一審被告）・藤井将登さんの勝訴が確定しました。

この判決を受け、今後、訴訟に関わった日本禁煙学会理事長・作田学氏に対して、藤井さんの家族は、民事・刑事の両面から「反訴」を予定しています。このところ急速に広がっている訴権の濫用（広義のスラップ）に警鐘を鳴らすことがその目的です。

これまで藤井さんは、ジャーナリスト黒薮哲哉氏の協力を得て本人訴訟のかたちで、裁判を闘ってきましたが、これからは弁護士に依頼して裁判を闘うことになりました。しかし、藤井さんだけで弁護士費用を賄うことは大変困難な状況です。そこで有志4人で「支援する会」を立ち上げました。

つきましては、非常に心苦しいお願いではありますが、カンパのご協力をいただけないでしょうか。裁判費用と会の運営に充てます。

多くの皆様からのご厚意を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

令和2年11月吉日

藤井さんを支援する会

石岡淑道（代表）

酒井久男（副代表）

塚本泉美

黒薮哲哉

*裁判費用等のカンパを受け付けさせていただくための専用口座を開設しております。

(カンパ専用口座)

・郵便局から振込む場合、

記号10260 番号74639951 口座名 フジアツコ

・他金融機関から振込む場合

ゆうちょ銀行 店名 〇二八(ゼロニハチ) 普通預金

口座番号 7463995 口座名 フジアツコ

店名は数字ではなく「せ行」を選択後、「ゼロニハチ」を選択してください。

*頂戴したカンパの用途につきましては、裁判費用と会の運営に充当させていただき、定期的にご報告させていただきます。

(横浜副流煙裁判とは)

私は「横浜副流煙裁判」の被告・藤井将登の妻、藤井敦子と申します。

私の夫は、一日にほんの1~2本のタバコを密封状態の自室(防音装置が施された音楽室)で吸う習慣がありました。禁煙もできます。いわゆるヘビースモーカーではありません。ところが夫の煙草で、受動喫煙症や化学物質過敏症になったとして、隣人家族(原告3名・夫妻と娘)が、4500万円の高額訴訟を起こしました。

ところが、裁判の中で、そもそも原告のひとりに25余年の喫煙歴があったことが判明しました。それを隠して提訴に至り、高額な賠償金を請求していたのです。

また、裁判提起の根拠となる診断書を作成するに際して、日本禁煙学会の作田学理事長が、原告のひとりを診察せずに、診断書を交付していたことも判明しました。一審判決は

作田氏のこの行為を医師法 20 条違反にあたと明確に認定しました。この判決に納得しない原告 3 人は東京高裁に控訴しましたが、控訴は棄却されました。

以上の状況と判決を踏まえて、訴権の濫用という観点から、私は「反訴」に踏み切りません。